

(午前10時10分開講)

1. 6月13日(第3回目) (午後2時47分散会)

2. 正席講員(16名)

1番	伊保清安	3番	石川真六
5番	喜里敏行	7番	此嘉盛
8番	又吉正弘	9番	棚原信
10番	猪嶺正康	11番	大川昇
14番	峰間正尊	13番	仲村春仁
16番	武野行男	17番	佐喜眞弘
18番	比嘉義定	20番	伊佐渡次郎
21番	仲村盛光	22番	古波藏清次郎

3. 次席講員(4名)

4番	渡名吉庸仁	11番	安次嘉盛
12番	知名朝司	19番	官城盛昌

4. 講声説明員

助役	沢断字一	教育委員長	知念俊吉
副委員長	仲本正重	教育委員	仲村春勝
委員	石川崇良	・	比嘉憲永
教育長	官城治三郎	会計係	知花崇幸
幹部長	多和田真一		

5. 講会事務局出席者

局長	末吉健男	講声係長	新曾真由
書記	仲村春夫	書記	此嘉定治

6 講事日程(第3号) 1970年6月13日(土曜)

日程第1 講事第16号 宜野湾区教育委員会職員・幹
事に因る規則の一部を改正する規則につ
いて

日程第2 講事第17号 宜野湾区教育委員会報酬及
費用弁償等に因る規則の一部を改正する
規則について

日程第3 講事第24号 宜野湾区教育委員会職員の休日
及び休暇に因る規則の一部を改正する規
則について

日程第4 講事第23号 1971年度宜野湾教育区入出
予算

日程第5 講事第28号 宜野湾区教育委員会事務局設置
規則の一部を改正する規則

日程第6 講事第29号 宜野湾区教育委員会職員定数規
則の一部を改正する規則

日程第7 講事第30号 宜野湾区教育委員会職員・幹部
初任給、昇給、昇任等の基準に因る規則の
一部を改正する規則

日程第8 講事第27号 1970年度宜野湾教育区入出
正予算

日程第9 請求第31号 宜野湾区教育委員会報酬及び
費用弁償等に関する規則の一部を改正する
規則について

議長

定足数に達しておりますので第77回宜野湾市議会定例会(3日目)の本会議を開きます。

議長

本日はおてもくにあくはりしてあります
と23の議事日程表の第3号とのおり連めて
まりります。

議長

暫く休憩いたします。(10:10)
再開いたします。(10:11)

議長

日程の第1、議案第16号、宜野湾区教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則についてを上程いたします。一応議事係長として朗読をいたします。

議長

暫く休憩いたします。(10:12)
再開いたします。(10:12)

議長

理事者の趣旨、説明をお願いします。

助役

本案につきましては、教育長から説明をお願いします。

教育長

申し上げます。宜野湾区教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則、宜野湾区教育委員会職員の給与に関する規則の一部を次のとおり改正する。その3条中第2項の別表1を次のとおり改める。次のとおりに改めた理由はやはり物価の変動とか、あるいはその他の事情によってベースアップしなければいけないようになります。やはり教育委員会だけの変化によってこう言うふうなことをやると言うことはどうかと思ひます。やはり市の職員もそう言うふうな表をつくってそれに伴て教育委員会の方も支給しようと、そう言うことで皆さんのご審議をゆすりゆしてよろしくお願ひ申し上げたいくと思って提出した訳であります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(10:15)

再開いたします。(10:16)

宜野湾市議会

議長

本案につきましては質疑の時点では
継続審議としてあきたいと思ひますか
ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので継続審議
といたします。

議長

次は日程の第2、議案第17号、宜野湾
市教育委員会報酬及び費用弁償等に関する規則の一部改正する規則について
を上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明を求
めます。

助役

本案につきましては教育長より説明
させます。

3番

市長の出席してない理由を言って
下さい。

助役

本日の本会議に市長が出席できません理由は開会当初の場合にございました。本日の午前に清掃組合の一部事務組合の敷地の問題で対政府、それから住宅公社等に折衝のために関係市町村長さんにそれから議長さんとへ繕に参りますので出席してありませんますのでよろしく願います。

教育長

宜野湾市教育委員会報酬及び費用弁償等に関する規則第一部分を改正する規則で宜野湾市教育委員会報酬及び費用弁償等に関する第二部分を次のとおり改正す。この改正の趣旨の方はやはり物価の変動といふんだそう言うふうな関係、そう言うふうなことからやはり今までの報酬よりも上げていかなければいけないかんと言うことでこう言うふうにこうかむつとも適当だとこう言うふうに新しい規則を改正、それに伴って講会の方々のご審議をやすりやくしてとして善処して顶いたがきたいとこう言うことです。

議長

本件に対する質疑を許します。
宜野湾市議会

1 希

この案件は前にち額は實りますけれども、同じようなケースで審議されたと思ひます。そこで提案者は市長でありまして程度の問題がありまして詳しいことを委員会にお尋ねいたします。

この教育委員会の報酬及び費用弁償等に関する問題が前の議会で審議されてから今日にいたるまで教育委員会法の第41条、この又1条に関してその間に法の改正があったのか、どうか、それがこの件は教育委員会で審議される際にはいか問題があったかどうか、この法の解釈についてみなさん方のご意見をうけたまゆりたいと思ひます。

教育長

お答え申し上げます。又1条の教育委員会法については改正はございません。それでニウ吉アふうに委員長、副委員長の報酬を決めたりはやはり別のところは別の考え方でいいんじやないかと、こう言うふうにも考え方ありますか 法の解釈でありますのでやはりそれには同じような解釈がおるんじやないかと、ニウ思う訳であります。それでこう言うふうなことで議会の方でも去年もとあってあります。今年もとうとうな

案でありますから、こうお聞きふうなこともありますのでやはり議員のそれを越えてはいけないと言うふうなことをいうふうな解釈の方はやはり前々申し上げたようなそう言うふうな解釈法的な解釈と言つかぬなりたつんじやないかとそう言うふうなことよりこう言うふうな報酬、委員長副委員長の報酬をもった言ふてあります。

1番

お聞きすると第41条の第3項において
関する限り教育委員会は法の解釈に當
たりと認めますか。卒直に答弁
願ひます。

教育長

やはり私達が総務局やその他の方の
お問い合わせをしたところのなんによりま
すと、この解釈は妥当であるとこう思
ります。向こうの方のなんによつては
議長はやはり委員長あるいは副議長
は副委員長と議員は委員とこれはそう
言うふうは対等の間にを決めたりで
あって、議員の報酬を越えてはなら
ないと言うことはこう言うふうな解釈
にはないなりとこううけたまる說で
す。

1番

よく判りました。

8番

その規則と予算にある報酬額が違う訳けであります。そこで前の議会にも規則関係の場合に問題がございました。あり当時は会計係の給料の件でございましたが、あくまで規則はその支給額の提起すやきであってなんでもかうなんでもくと言うふうな額を正して規則をつくよりは、好みにならと言う観点から立ちまして議会にあさましては、号級を設定するようにして委員会もその意見を十分、とり入れそしてその案件を撤回し、そしてまたに新しい規則の提案をしたと記憶しております。もう言う意味がございましたしてその規則は今提出されであります。規則は予算をうめまゆ、その改正でござりますが、そり点につけてご説明お願いしたいと思ひます。

教育長

お答え申し上げたいと思ひます。予算には委員の平均を上げて使うと言うふうになにしてありますかやはり平均しますところだけにななりであります。従って二の附則に決めた

ところの金額の合計と予算にある金額
にある合計とは差はないと思っております。

8番

合計そのものは間違ひなくて予算
の内容にも教育委員、報酬 110万と明記
されてあります。しかしこの規則において
は委員長 110万、副委員長 110万とは
つきり明記されてあります。

予算と規則のうちかしらは今、
教育長かあっしゃるには総額は一緒
であるということはオハウルこの規
則が制定されたばなしの規則となり
支給すると言うふうなお考えですか。

教育長

この規則がその通り制定されまし
たのでありに支給をしたりとこつ思
う訳であります。

議長

暫く休憩いたします。(10:30)
再開いたします。(10:32)

3番

17号議案 それから 18号議案ふた
つの案件について審査しております。
案件の内容にて申します おり。左。二.41

に開いた案件が過去の議会において
出したり引かめたり言ったような「さ
さつ」がありました。そこで議会は11つ
たん提案をうけて真剣に審査にとっ
くんでいる時点において途中から
そうではないんだと返答してくれと
言われた場合には困る訳であります。
そこで真剣に審査する前に予め
念をあしてあきたいと思ふ訳であります。
17号議案と16号議案には
議会の結論をするまでの間に
場合によつては代案ととつかえまと
言うことを準備してありますか。
外のことばで言えば議会の結論
を出すまでにそれに付して撤回をして
くれと言ふことは絶対申し入らはし
ないんだ。こう言うふうにうけど、マ
上記の訳ですか。それを明確に
した限り審査の進行は出来せん。
何故であるかは過去において出
したり引かめたりしたために審査か
はかどうか、た事實があります。
そのために私はこれから審査には
いる前に敢えて教育委員会にこの問
題に対して途中で差しがえあるか
しないかというかを事前にたしかめ
てある訳であります。明確なご
答弁をお願い致します。それか
ひとつと、それが51・16号議案にフ

ござりますか さきほど 又吉議員 が
も言及されております。又吉議員 いや
なくて敏行議員 であります。号級表
でありますか 印刷されたのと、手で
筆記されたのがあるそこをみました
場合には印刷された部分は全部 1
行ずつかゆ、でるその後 手で筆記
された部分にあってス、一ドルずつかゆ
ってなるその根拠はなんであるか。
それも併せて説明願います。152号
俸分 程度は全部段階額の格差は
1ドルあるが、それ以後は2ドルずつ
になつてなるその理由はなんである
か。

教育長

お答え申し上げます。二の前のものは
全部1ドルずつと前のものにも2、一
ドルのところと1ドルのところもござ
ります。それが53からのちんであり
ますけど、これが以後のものは委員会
の方で集めた訳でありますか やはり
162のそこまでの間にやはり委員会
の方の俸級の額にあてはめるとさう
のでそこまで伸びた訳であります。
それで2ドルずつアップを予定した
訳であります。以上であります。

3番

今のご説明の中に、152号級以前のものにおいても、ユートルの格差があると申しましたが、それはありますまいは松の黙視であります。そこでもう一度、質問いたします。別表第一に示めされております最後の行、161号級以下にありますて、152号級までは、ユートル格差である。それ以下は、ユートル格差にならでいる理由があれはもう一度詳しく説明を願います。さうにもうひとつ、さきほど私は2件について質疑をいたしました。答弁は1点にしかされておりません。2点のうち1点は重ねて申し上げます。なほ既に出ております16号案件、17号案件については、代案と見てかえりこむことがあります。これが私の質問であります。

議長

暫く休憩いたします。(10時40分)
再開いたします。(11時55分)

議長

3番議員に対する答弁をお願い致します。

教育長

お答えいたします。17号議案について
あります、宜野湾区教育委員会報酬及費用
弁償等に関する規則の一部を改
正する規則については、これは撤回
したないと思ります。そして後で書面で
したないと思ります。16号についてはその
まま進みたとと思ります。

3番

17号案件に対する質問では後で撤回
したと答弁なさいましたか。16号議案
については撤回する意思はないと言
うふうに受けとめていましたが、まぬけの
です。念のためにもう一度同じ質問
を行います。只今の答弁で17号議案
については撤回するつもりである、と言
うふうな答弁がなさりました。他の
16号案件については撤回する考へは
ないと言う答弁がなさりました。
これは間違ひなり誤ですね。

教育長

はい。

3番

判りました。17号議案の撤回につ
いての手続きはいつなさりますか。

教育長

これはもう直ぐやりたいと思ひます。

3番

それと撤回しなさいといはって 16号議案この別表第1の号級表の各段階の格差 1.ドル 格差×2.ドル 格差か何故 そうぢて かかる私の質疑に對して再度御答弁をお願ひします。

教育長

2.ドルの格差をつけたのは やはり 162号 それにあてはまると これが給料月額にあてはめるためには 2号ずつやってきた訳であります。

3番

別表第1の最後尾の 162号級の 270.ドル に 1.ドルを含むために 162号以下は 2.ドル格差になった。と言う説明でありますか。

教育長

はい。

3番

162号級の 270.ドル に の 最高額を設定して そして それ以前は それにみあうために 2.ドル 格差になつた。

こう言う説明がありま办が。その説明
ではなんらか理由にはなりません。され
ばつまり 152号以前の 1.一ドル格差
に対して 2.一ドル格差には、マリスと言う
説明となんらかの変化がなされたのであり
ます。私は 2.一ドル格差にしたのは
何故かを、その根拠を聞かれて
訴えています。従いまして、私の質疑
に対して マリス一ドルを最後にもつて
きたために、従って 1号級かいそれ
までの間は、段階数を読んで、そして
2.一ドル格差にした場合に丁度、あ
てはまろからうとしたと言ふような説
明は理由にはなるまいのであります。
例えば、152号級までは、その間 2.一
ドル格差ありますか。大概 1.一ドル
格差になつております。それ以後は
一律に 2.一ドル格差になつてある。
その場合に例えれば 152.一ドルまでは
全部一般職員の給料である。それ以後
は係長、課長か そう言った給料で
あるといった場合には 2.一ドル格差
3.一ドル格差あっても納得か出来ぬ
内容であります。そう言つたふうな
説得力ある理由か欲しいのであります。
最後のマリス一ドルをそれに対する
数字をはめなければ、具合悪
か。そう言うふうにはめてみた。はめ

あとがい 比較してみると、一ドルずつ
変わった。そういうふうな基盤表
では公的機関の公金の支出の根拠
としてはまかりとあずることはいけません。
もう1回申し上げます。今までの説明
では私は決して納得いけません。
そこでもしも以外の説明が準備
されておりませんでしてたら私はその
ような答弁はされてもらいたいえは私も
ここで質疑を一応中止します。
たゞ11玉出しみたいた格好はやり
たくありませんので。

教育長

もう1つ、1人別の方面からお答え
します。やはり150までは基盤表に
なるておりますか151からはこう言う
ふうなことになっております。またそこ
から2、一ドルオーバーの格差が出てあります。
これはやはりそこから特別な
点、あるいは課長とかそう言う
ふうな方々の俸給に匹敵するもの
であります。やはりそう言うふう
な方々の差につけては、2、一ドルの差
をつけてこむか適当でありますと、こ
う言うことでやつてきた訳ですよ。

3番

16号議案の審査　川内ゆき議案

宜野湾市議会

どうしての審査、いかをどのくらい委員会
はなされましたか。16号議案だけでは
あります。時間でも結構あります
し、あるいは3時間くらい検討して
こう言う結論が出たのか。2~3日の
審査の結果こう言う議案が出来たとか。
具体的な説明をお願い致します。そして
16号議案を最初の審査から途中はも
う3人最後の結論を出す委員会の開か
れた日に出席された委員欠席した委員
出席したのは何時に出席した。何時
に途中で退場した。これを書面で提
出して下さい。出来ますか。

教育長

今の方につきましては書面で

3番

書面で委員会が本当に真剣に審査
した結果の案件であるかどうか。知りたい
訳であります。出来る訳ですかね。

教育長

あとでなにします。

3番

次の本会議が開かれままでにお願
いしたい訳です。出来ますか。

1番

あと1点だけお尋ねをしたりと思ひます。
予算案を提案するまことにそれ相当の慎重
な注意が払はれたらと思ひますけれども、
この予算案が市に提出された日日、助役の方からご答弁願ひます。
私は議員としてこの問題に関して
疑念があるてこれを明かにしますのは
私の義務であります。なれば
それがどうづれよりも是正すよりた
めに古是非この際そうちを究
明したいと思ひます。

助役

お答え致します。6月8日の午後2時
8分であります。

1番

わかりました。予算案を提出
委員会のあります。年度開始前30
日までに市町村長に提出しなけれ
ばなりません。

私が申し上げるのは教育委員会内の
え今の16号、17号案件二つの案件を出す
のにそれ相当の審議をなされてあ
りますけれども、これも一心説明
資料として添付なされますか。16号、
17号議案、予算案と関連して、説明
資料として、市当局に提出なさ

小ますか、どうか。

助役

議案16号、17号はさき申し上げ
た（聴取不能）。

1番

（聴取不能）理由如次
ましたくご説明お願ひ致します。

教育長

お答え申し上げます。遅れた理
由でありますか教育予算の根本に
なるのはやはりキサイがかり方であります。
このキサイがかりの方の説明の方
か政府の方の説明か大分遅れて
27日にはった訳であります。政府とい
うしましてもやはり立法院の方に予
算は送つてあるのはありますけれども

そり予算か立法院で審議されると
段階にまで行つたばかりで送つた
ことは送りましたけどこのまま
手に伝まかどりうかは疑問かおつた
ために大分遅れたようであります。

しかし待つてか出来ないんで
とうとう向こうの審議が始まり
なけれども文部省としてキサイが
かり方を説明なつたようであります
。そのか、キサイがかりを説明文

とそれによって市長さんとの教育予算の総額についての交渉をいたす
話でありますけれども、それからやはり
計算をして出しますと30日までに
しか、それが今は、さりつけめどか、た
と各学校がいかにも色々と、学校に
かけよとにこの施設、設備、備品、
そり他の学校のところがいかうと、
あります。それを総合計してそれで
それによつてキサイカクと計算いたしま
して市と交渉した話であります。そう
言うふうな事で今度の予算の方の握
れた話であります。5月30日までに
見積りは出してあります。総額の見積
りは出してあります。

助役

議案第17号については撤回いたしま
す。

議長

お詫びを致します。又今議題と
なっておりますところの議案第17号、宜
野湾区教育委員会報酬及び費用弁償
等に関する規則の一部改正につけて
は、理事者より撤回をしたと言ふ申レ
入申されまますか。これを承認
することにご異議ござりませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

二異議ありませんので承認すること
にていたします。

議長

以上、17号議案は撤回をいたしました。

議長

暫く休憩いたします。(11:38)
再開いたします。(11:38)

議長

日程第3、議案第2号、宜野湾区教育委員会職員の休日及び休暇に関する規則一部を改正する規則についてを上程いたします。

議長

理事者の趣旨 説明を求めます。

助役

本案につきましては教育長より説明をお願いします。

教育長

宜野湾区教育委員会職員の休日

宜野湾市議会

丘で休暇に関する規則の一部を改正する規則が宜野湾区教育委員会職員の休日 13 で休暇に関する規則の一部とあります。それを 8 項中分塊の予定日前 6 週間を分塊の 8 週間に改める。この理由の方は宜野湾市においてやはりこう言うふうに市の条例が改まります。尚また教育委員会と市とは市がどう言うふうなあります。なうい教育委員会の方でも同じような歩調で改正をした。尚またやはり産前 6 週間から 6 週間になったのは産前は二ヶ月になります。これは産後身体の回復がそう言う方圓からもあらわれてこう言うふうに長くなったりいやなりかとこう言うふうに思う訳であります。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 曹く休憩いたします。(11 : 36)
再開いたします。(11 : 41)

議長 本案につきましては質疑の段階で、続縄審議としておきたいと思いま

すか。ご異議ござりませんか。

議長

ご異議ござりませんので、謹読
審議いたします。

議長

日程の第4回議案第23号、1971年
度、宜野湾教育区入出予算案と上
程いたします。

議長

本案に対する理事者の説明を求
めます。

助役

本案につきましては、教育長より説
明いたします。

教育長

こりにつけでは会計の和花さんに
ご説明していただきます。

会計係

(朗読につき省略する。)

議長

本案に対する質疑を許します。

5

部分的なものではなくして、この予算に対する規則の改正の必要性についてお伺いしたいたいと思ひます。

予算の内容につきましては職員の増員とか、113 113 ござりますけれども職員定数の規則の一部改正の必要性はなないか。どうか。それからノ点、

2番目に予算説明書の中の教育委員会報酬の中でもあります。説明書の中には110,000円かけますとされてありますけれどもこれは来年の3月の教育委員の改正に伴ってのものだと思ひますけれどもいかしながら現行規則の中でこれを支出するような項目があるかどうか。改正する必要はないかどうか。そのへんは点だけあ伺ります。

教育長

職員定数については追加議案として出してあります。

5番

教育長先生のご聰明でござ
りますけれども、追加議案として出してあ
りますけれども、我々は受けとめてお
りません。事務局かありますかってお
んでありますか。私が何故、予算内容に

はいまかと申し上げますのは 議会にはちゃんと日程が立たれます。途中で出てきた場合にこれは日程を変更しなくちゃいけん訳です。

議長

暫く休憩いたします。(11:58)

議長

再開いたします。(11=58)

助役、

市長に送付されてありますか。
また、市長の決裁をえておりませんので、議会にまだ送付してございません。
後で追加送付したいと思します。

5番、

いつからいれる言ひですか。

助役、

月曜日にしか出来ないじゃな
かと思しますか。

5番、

そうなりますと本会議が必要
になりますて、議会の日程は全部くみ
ますけれども。

議長

暫く休憩いたします。(11=59)
再開いたします。(12=5)

議長

午前の日程はここで終ります。
尚、午后2時から再び本会議を開
きます。

議長

暫く休憩いたします。(12:6)
再開いたします。(2:15)

議長

午前に引き続き議案第23号、19
71年度、宜野湾教育園入出予算の質
疑を許します。

議長

本案につきましては質疑の段階
で繼續審議としてあきたないと思
いますか。ご異議ありませんか。

議長

ご異議ありませんので質疑の
段階で繼續審議となります。

議長

尚、日程の追加をいたします。

議長

一応、事務局長をして説明いたします。

議長

暫く休憩いたします。(2:15)
再開いたします。(2:16)

議長

日程の追加をいたします。

議長

日程の第5に議案第28号、宜野湾区教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則、日程の第6に議案第29号、宜野湾区教育委員会職員定数規則の一部を改正する規則、日程の第7に議案第30号、宜野湾区教育委員会職員の職級、初任給昇給昇任等の基準に関する規程の一部を改正する規程、日程の第8に議案第27号、宜野湾教育区出入支出補正予算、日程の第9に議案第31号、宜野湾区教育委員会報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則、以上5案件を追加いたします。

議長

日程の第5、議案第28号、宜野湾区教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則を上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

教育長

御説明申し上げます、宜野湾区教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則であります。第3条の中に会計係の次に、社会教育主事を加えると、社会教育主事は二つまで連合区の方に籍はありましたけれども、この7月1日から各区の方に社会教育主事の身分が移りますので、宜野湾区の方にむろん社会教育主事の方があかれますので、社会教育主事を加えると規則の中に改正をお願いした訳です。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては、質疑の段階で繼續審議となります。

議長

日程の第6、議案第29号宜野湾区教育委員会職員定数規則の一部を改正する規則についてを上程いたします。

議長

本案に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

助役

本案につきましては 教育長より 説明
をいたします。

教育長

ご説明申し上げます。宜野湾区教育委員会職員定数規則の一部を改正する規則の方でありますから この中に社会教育主事 加1人あがめることになりましたので 社会教育主事を もれから 幼稚園の方、宜野湾幼稚園の方に設置でありますので 幼稚園職員 加3名ふえることになります。それで 定数規則の方をこう言うふえに社会教育主事1人、もれから 幼稚園教員3人の増をこう言うふうに改正したりと言ふお願ひいたりと思ふが、以上であります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましても 質疑の段階で
継続審議としてあがたリと思ひますから
ご異議ござりますんか。

議長

ご異議ありませんので 総統審議
することに決定をいたしました。

議長

次は日程の第7 議案第50号、宜野湾区教育委員会職員の職級 初任給
昇級 算任等の基準に関する規程の
一部を改正する規程についてを上程
いたします。

議長

本案に対する理事者の題旨 説明
を求めます。

助役

本案につきましては 教育長より説
明させます。

教育長

ご説明申し上げます。宜野湾区教
育委員会職員の職級 初任給 昇給
算任等の基準に関する規程の一部
を改正する規程について、改正にな
りますのは 会計係を除く事務主任
のところまで / 等級の方まで 85~152号
までありましたそれを 85~162号まで
にしたと言うこの点の改正には
つてあります。以下は同じであります。
宜野湾市議会

以上であります。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 本案につきましては、質疑の段階で
継続審議としてあきたいと思ひますか
ご異議ござりませんか。

議長 ご異議ございませんので、継続審
議と決定をいたします。

議長 日程の第8、議案第27号 宜野湾教
育区入出補正予算を上程いたします。

議長 本案に対する理事者の趣旨、説明
を求めます。

助役 本案につきましては、教育長より説
明させます。

教育長 宜野湾教育区入出補正予算案
宣野市議会

については、会計係の方で説明させて
いただきます。

会計係

(朗読につき省略)

議長

本家に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(2=27)
再開いたします。(2=29)

会計係

支入の方、3款 政府支出金の1,213,
989.-ドル。1項は政府負担金で1,181,
267.-ドル、1目に行きまして教職員給
与負担金、既決か 916,781.-ドル、補
正減額 77,329.-ドル 現在高か 83
9,852.-ドル このは補助金の減と言うふうに説明してござりますか、二つは
教育分量の追及、12月から 6月まで
翌返分を今年度は出なくて 6年度
いつ支給されると言ふことになりま
して新年度の中にはいつであります。
この現年度かい削る訴であります。
そのか 3目の校舎建築費負担金、既決
か 330,850.-ドル 減額で 88,850,-
ドル、現在高か 242,000.-ドル となる

訊でありますか。二点も同じく補助金
が減と書いてあります。二点は現年度
の当初予算での計画では、校舎の割
当ての方か、当初の前までは全然
解りませんので不足教室の分を予定
して一応補助金の予定をしてあります
したが、割当て終了してみるとどうと
中学校の方か現年度ではカウ割当で
ございませんので二点の分を全額と言
うことになってある訳であります。それか
ら又現行補助金は又、クヌス、一ドル、又現行
学校教育補助金既決で又、五、五、一ドル
、増額で又、九、九、一ドル現在高で又、
九、九、一ドル補助金は二の方は増にたる
る訳であります、これは後で支出の方
でも出てまりますか、純補助せ帶
への学用品の補助でありますか。二点は
当初予算の場合は現物支給するか
か予算の数字には上げなくていいと
言う説明でなってありましたか。今が
現物か書きまとめてありますと今年は又、補
助金と言う名目に変って、その補助金
を受け入れて、そしてまた支払うと言
うことになりまして今年は予算に計上
した訳であります。二点の増とそれが又
図書館の図書か人タクス、一ドル、合わ
せて又、九、九、一ドルの補助金の増と言
うことになります。支出に移ります。
又、学校教育費、人ヌイ八、五、六、一、ドル

1項 小学校費 1,053,566.-ドル 1目 教職員費 既決で 637,573.-ドル 補正減額 86,181.-ドル 計 591,852.-ドル。その中、政府支出金の減額が 86,181.-ドル 節にキャリキして 2節 給料の減額が 27,852.-ドル これは支入で申し上げましたと 3 の補助金の減額があります。3節 職員手当 13,718.-ドル これも同じく補助金減であります。4節 共消費減で 8,171.-ドル 5目 教育振興費 33,887.-ドル これは増額あります。増加 2,223.-ドル 計 35,713.-ドル 政府支出金の増加 2,127.-ドル 付添費として一般財源から 96.-ドル、18節 備品購入費 2,223.-ドルの増、学用品が 750.-ドル、図書館図書が 1,873.-ドル、5目 学校建設費 297,551.-ドル 6,000.-ドルの増、計 303,551.-ドル 政府支出金 6,000.-ドルの増、15節 工事請負費 6,000.-ドル これは予定よりか、嘉数小学校の方があふえまして こより 3,200.-ドルのふえたこと、宜野湾小学校の便所の補助がござります。2,800.-ドル 計 6,000.-ドルの増となりてあります。2項 中学校費 323,680.-ドル、1目 教職員費 386,571.-ドル 補正減で 31,188.-ドル 計 315,383.-ドル 政府支出金の減額が 31,188.-ドル。2節 給料の減額で 20,

609.-トドルニキは小学校の区補助金の減でござります。3節、職員手当、減で7、528.-トドルニキも同じ、4節、共消費減で3,055.-トドル、4目、教育振興費、19,970.-トドルニキは増でござります。
936.-トドル計20,906.-トドル、政府支出金が818.-トドル対応費で118.-トドル18節、備品購入費936.-トドルの補助金の増でござります。5目、学校建設費60,118.-トドル減で58,668.-トドル計5,454.-トドル政府支出金が58,850.-トドル、一般財源の減は、13節、委託料、218.-トドル減でござります。15節工事請負費、減で58,850.-トドル、補助金の減でござります。合計1,635,872.-トドル減122,838.-トドル計1,513,038.-トドル、政府支出金の減が122,838.-トドル以上でござります。

議長

本案につきましては、質疑並びに討論を省略いたしまして、表決に付したいくらいますか。ご異議ござりますか。

議長

ご異議ございませんので、質疑並びに討論を省略いたしまして、表決に付します。

議長

議案第27号、宜野湾教育区入出
補正予算を表決に付します。

議長

原案のとおり決することにご異
議ございませんか。

議長

ご異議なしと認めます。よって本
案は原案とおり可決することに決定
いたしました。

議長

次は日程の第2、議案第31号、宜野
湾区教育委員会報酬及び費用弁償に
関する規則の一部を改正する規則
を上程いたします。

議長

理事者の趣旨、説明を求めます。

助役

本案につきましては、教育長より
説明申し上げます。

教育長

ご説明す前に、体育指導員の

宜野湾市議会

り年額 30,000円とあります。ミス・プリントであります。もしここで訂正されてありませんやしたら 60,000円に御訂正お願ひしたと思ひます。体育指導員年額 30,000円はミス・プリントでござります。御説明申し上げます。宜野湾区教育委員会報酬 及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則、教育委員やその他の委員の方々の費用弁償については役所の方から出ますので 大体、こう言う方面とも合わせてニラシラふうに改正したと思ふ訳でござります。それから第2条の3項の次に、次の2項を加えたりと、3項として別格報酬は新たに就職したときから二ヶ月分を全額支給する。任期満了の退職又は希望等によるその職を失った場合においてもその月の報酬の全額を支給する。任期満了でまた、その月内に就職した場合には重複しては支給しないと次に第6条の3項の事項を次のように二の方も 8月10日、12月10日の方でやはり議会やありますのは、そう言う方面と同様に、その時いかえておきたいと そう言う意思があり御承認をお願ひした訳であります。

議長
本案に対する質疑を許します。

議長
本案につきましても 質疑の時点では
続審議としてあきたりと思ひますか。
ご異議ござりますんか。

議長
ご異議ありませんので 続審議
なりたします。

議長
暫く休憩いたします。(2:83)
再開いたします。(2:85)

議長
続審議中の議案第16号、宜野湾区
教育委員会職員の給与に関する規則の
一部を改正する規則について、議案第
28号、宜野湾区教育委員会職員の休日
及び休暇に関する規則の一部を改
正する規則について、議案第29号、宜
野湾区教育委員会事務局設置規則の
一部を改正する規則、議案第30号、宜野
湾区教育委員会職員の職級、初任給
昇給、昇任等の基準に関する規程

の一部を改正する規則。議案第31号、
宜野湾区教育委員会報酬及び費用弁償
に関する規則の一部を改正する規則
以上 6案件を総務常任委員会に付
託したいと思ひますか。ご異議ござ
いませんか。

議長

ご異議ありませんので 6案件を総
務常任委員会に付託することに決定
いたします。

議長

尚、審査の方法は休会中にご審
議願ひまして 6月17日までに報告しま
せうたがります。お願ひしたと思ひ
ます。

議長

以上をもちまして 本日の日程が全
部終了いたしております。長時間慎重
にご審議を願ひまして たりつくご苦
労さんであります。尚 次の本会
議は 20日の午前10時より開き
たいと思ひます。(2257)

閉議。